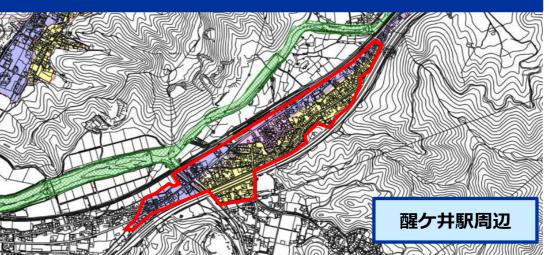
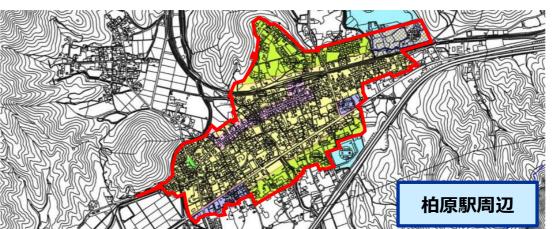
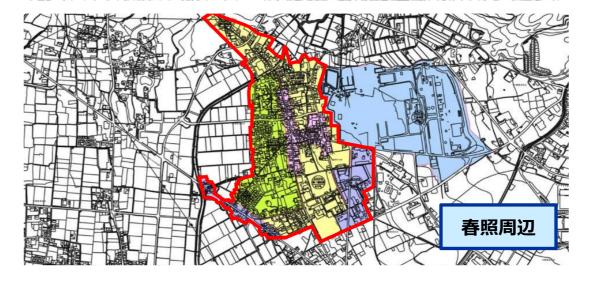


宅地利用促進区域【生活交流拠点】











宅地利用促進区域

- ・宅地利用促進区域は、米原市まちなか住まい供給促進条例に基づく 奨励対象区域です。
- ・左図は、令和6年7月1日時点の 指定区域です(令和6年米原市告 示第172号)。

指定区域は、区域内外の土地利用 状況等により変更する場合があり ます。

- ・宅地利用促進区域には、法令等に より宅地利用が制限される土地が 一部含まれます。区域指定により 法令等による制限が緩和されるも のではありません。
- この地図は、宅地利用促進区域の おおむねの位置・範囲を示すもの です。特定の土地が区域内にある か確認したい場合は、必ず問合せ ください。

(問合先) 米原市役所(本庁舎) まち整備部都市計画課 〒521-8501

滋賀県米原市米原 1016 番地

Tel: 0749-53-5144

Email:toshi@city.maibara.lg.jp